

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県は、「デジタル化が進展する社会に対応し、持続的に成長していくためには、DXの推進に必要なデジタル人材の育成強化が必要である。」と考え、様々な取組を実施している。そのような状況の中、文部科学省初等中等教育局長より募集された高等学校デジタル人材育成支援事業補助金(高等学校DX加速化推進事業)における都道府県による域内横断的な取組を活用し、広島県内の高等学校の生徒及び教員がデータサイエンスの基礎を学ぶことができる教材コンテンツ等を作成することとした。

広島県内の高等学校の生徒及び教員が本教材コンテンツ等を活用し、生徒がデータサイエンスの視点を基に探究活動を更に高度化させるとともに、担当する教員の指導力・専門性を向上させ、生徒の現状の取組を更に深化させることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

9,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年9月24日(水) 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年9月26日(金) 午後3時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年9月30日(火)に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課

② 提案書提出期限

令和7年10月3日(金) 午後3時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所 広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課

② 実施日時 令和7年10月14日(火)午前中(時間、場所の詳細は別途通知する。)

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

④ 時間 提案者当たりの説明時間は25分程度とし、内訳は次のとおりとする。(予定)
プレゼンテーション:15分・質疑応答:10分

⑤ その他 参加事業者数によっては、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 電子データの保存等に関する申出書
 - イ 会社概要
 - ウ 広島県の納税証明書の写し
(県外事業者等で、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は、添付不要)
 - エ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書の写し
(発行日が申請日から3か月以内のもの)
 - ② 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、軽微な質問については口頭で回答するが、原則として、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、様式を電子メールにより提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年10月17日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年10月20日（月）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、必要があると認める時は、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(14) 申請書提出後の取下げについて

申請書提出後、提案を取り下げる場合は、別記様式第5号「取下願書」を提出すること。取下願書の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 企画提案書作成要領
- 評価基準
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 会社概要
- 取下願書

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部

高校教育指導課

担当 伊折

電話 (082)513 - 4895 (ダイヤルイン)

電子メール koukoushidou@pref.hiroshima.lg.jp